

原子力発第08060号  
平成20年5月27日

愛媛県知事  
加戸守行 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 常盤百樹

原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する  
国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関して、平成20年5月27日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

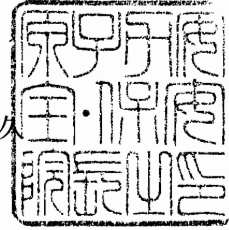
敬 具

# 経済産業省

平成 20・04・21 原院第 1 号  
平成 20 年 5 月 27 日

四国電力株式会社  
取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



## 原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）

原子力安全・保安院は、別紙（NISA-111a-08-01）のとおり、原子力事業者に対して原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の適切な判断及び取扱いを求めることといたしました。

つきましては、原子力事業者である貴社におかれましても、当該廃棄物について別紙に従った対応をお願いいたします。

なお、本文書の発出をもって、「原子力発電所から発生する放射性廃棄物（放射性廃棄物に該当しない廃棄物）の判別方法に関するガイドライン」（NISA-161b-05-2）（平成17・07・19原院第3号）は失効します。

# 経済産業省

平成 20・04・21 原院第 1 号  
平成 20 年 5 月 27 日

原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）

経済産業省原子力安全・保安院  
N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1



原子力安全・保安院は、原子力施設において設置された資材等又は使用した物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）と判断しようとするものの適切な判断及び取扱いのため、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者（以下「原子力事業者」という。）に対して、下記の対応を求めることとする。

なお、「原子力発電所から発生する放射性廃棄物（放射性廃棄物に該当しない廃棄物）の判別方法に関するガイドライン」（N I S A - 1 6 1 b - 0 5 - 2）（平成 17・07・19 原院第 3 号）は失効させることとする。

## 記

1. 管理区域内で生じた廃棄物のうち、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用しようとするものについては、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会において取りまとめられた「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する報告書」（平成 19 年 10 月 10 日）を踏まえた別添の「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い、「放射性廃棄物でない廃棄物」であることを判断し、また適切に取り扱うこと。
2. ガイドラインに従い、「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断を行う廃棄物の範囲、判断方法、「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱い等について、保安規定（保安規定に基づく文書を含む。）に定めるとともに、協力会社を含めた関係組織にその内容を周知徹底すること。
3. 協力会社に業務委託する場合についても、責任を持って「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断及び取扱いに関する協力会社の業務内容を管理すること。

## 原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関するガイドライン

## 1. 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断の対象範囲

本ガイドラインに基づき「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断の対象となる施設及び廃棄物は以下のとおり。

## 1) 対象施設

- ・ 原子力施設（製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設）

## 2) 対象とする廃棄物

- ① 原子力施設において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）であって「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするもの
  - ・ 汚染のおそれがない管理区域内において設置されたもの
  - ・ 汚染のおそれがある管理区域内において設置されたもの
- ② 原子力施設において使用された物品（工具類等）であって「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするもの
  - ・ 汚染のおそれがない管理区域内において使用された物品
  - ・ 汚染のおそれがある管理区域内において使用された物品

## 「管理区域」

外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度について主務大臣が告示する値を超えるおそれがある場所であって、主務大臣の認可を受けた保安規定において設定するものをいう。

## &lt;関連規定&gt;

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号、第16条第8号 等

## 「汚染のおそれがない管理区域」

管理区域のうち、外部放射線に係る線量のみが主務大臣が告示する線量を超えるおそれがある場所であって、主務大臣の認可を受けた保安規定において設定するものをいう。

## 「汚染のおそれがある管理区域」

管理区域のうち、汚染のおそれがない管理区域以外の場所であって、主務大臣の認可を受けた保安規定において設定するものをいう。

## 2. 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法

「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分の安全規制に関する基準値について（第2次中間報告）」（平成4年6月18日、原子力安全委員会）及び「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について」（平成13年7月16日、原子力安全委員会）（以下「検認のあり方」という。）を踏まえて、廃棄物の種類に応じ、それぞれ以下に示す方法によって「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する。

**(1) 汚染のおそれがない管理区域において設置された資材等**

適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断した場合は「放射性廃棄物でない廃棄物」とする。

**(2) 汚染のおそれがある管理区域において設置された資材等**

適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断した場合は「放射性廃棄物でない廃棄物」とする。

汚染された資材等については、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とする。

当面は、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

**(3) 汚染のおそれがない管理区域で使用された物品**

適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断した場合は「放射性廃棄物でない廃棄物」とする。

**(4) 汚染のおそれがある管理区域で使用された物品**

適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断した場合は「放射性廃棄物でない廃棄物」とする。

現時点において使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、上記と同様に、「放射性廃棄物でない廃棄物」とする。

当面は、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

「適切な汚染防止対策」の例

(資材等に係るもののうち(1)に係るもの)

- ・ 汚染のおそれのある区域と汚染のおそれのない区域の壁等によって区域を区画すること。
- ・ 汚染のおそれのない区域から汚染のおそれのある区域に向かって空気の流れを確保することによって区域を区画すること（給排気機能）。
- ・ 放射性物質は、容器等に封入し、取扱い又は貯蔵保管すること。
- ・ 中性子線量測定結果又は放射化計算等に基づき中性子の影響評価を行うこと。 等

(資材等に係るもののうち(2)に係るもの)

- ・ 核燃料物質によって汚染された物を内包する機器等を開放する場合は、グリーンハウス、局所排風装置等によって区域を区画すること。
- ・ 保温材等によって核燃料物質によって汚染された物から表面防護をすること。
- ・ 汚染のおそれのある区域は、建屋の床及び壁面で耐水性を有する塗装等を施すこと。
- ・ 核燃料物質によって汚染された物を内包する機器等は独立した区画内に設けるか周辺に堰等を設置することによって区域を区画すること。
- ・ 中性子線量測定結果又は放射化計算等に基づき中性子の影響評価を行うこと。
- ・ 区域に移動する人及び物に対して出入り管理を行うことによって表面汚染密度を確認すること。
- ・ 定期的に区域内の表面汚染密度を測定すること。

- ・ 作業工程毎に汚染状況の確認を行うこと。 等

(物品に係るもの)

- ・ 核燃料物質によって汚染された物と直接接触する可能性のある工具類は養生すること。
- ・ 工事管理要領、物品搬出記録及び区域の測定記録等によって管理すること。 等

「適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等」

保安規定、品質保証計画に基づいて適切に管理された記録その他の資料をいう。

(例) 資材等に係るもの 設計図、配置図、放射線管理測定記録、事故記録 等  
物品に係るもの 工事管理要領、物品搬出記録、放射線管理測定記録 等

「汚染部位の特定・分離」

浸透汚染の場合は、汚染部位と想定される部位をはつり等により分離した上で、適切な測定方法により汚染範囲の評価を行う。さらに、信頼性を高める観点から、汚染されていない部位についても余裕をもってはつり等を行う。

「適切な測定方法」

極めて低いレベルの放射能濃度の測定においては、周辺の自然放射線の変動等の影響が無視できないことから、バックグラウンド変動を考慮した理論検出限界曲線の検出限界値未満であることにより評価する必要がある。また、放射線測定方法については、バックグラウンドの影響等を十分低減できる場合など、実効性のある適切な方法を選定し実施することが重要である。

### 3. 「放射性廃棄物でない廃棄物」に関する保安上の措置

#### 1) 保安規定上の位置づけ

原子力施設において設置された資材等又は使用した物品であって「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするものの判断、取扱い等については、個々の形態に応じ適宜保安規定において対応することが必要である。念のため測定は、保安規定の下部規定として対応することが適切である。

#### 2) 管理責任

管理区域内における管理は原子力事業者が責任を持って管理することが重要であり、物品搬出業務、放射線測定業務等を協力会社等に外部委託する場合であっても、協力会社等の業務内容については、原子力事業者が責任を持って管理すること。

#### 3) 産業廃棄物等としての取扱い

「放射性廃棄物でない廃棄物」であると原子力事業者により判断されたものは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）に基づく規制の対象ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令などに従って、適切に処分又は資源として有効利用すること。